

Title	現行本『慎子』の資料的問題について
Author(s)	井上, 了
Citation	中国研究集刊. 1999, 24, p. 41-54
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61178
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

現行本『慎子』の資料的問題について

井 上 了

(大阪大学大学院)

『慎子』は、戦国時代中期の思想家である慎到にかかわる書物とされ、前漢末の劉向によって四十二篇にまとめられた^{注1)}。しかし現在我々が目にできる『慎子』は、明代以降に出版された五篇本、および錢熙祚氏が校勘し道光二十四(一八四四)年に出版した『守山閣叢書』本(本文七篇および『慎子逸文』六十条)にすぎない。現在、日本において『慎子』を研究する際には、錢氏の『守山閣叢書』本が主として用いられるようである。

現存する『慎子』が劉向本『慎子』に対してどのような関係にあるのかということ、また錢氏の輯めた『慎子逸文』が本当に劉向本『慎子』に由来するののかということとは、『慎子』書を取り扱う際に必ず考えねばならないことであろう。しかしこの問題についての先行研究は決して豊富とはいえない^(注2)。

本論は、現存する『慎子』諸テキストの由来を明らかに

とし、それによって、①現行本『慎子』には唐初における恣意的な取捨選択の手が加えられていること、および②錢氏の輯めた『慎子逸文』中には明末の偽作に係る部分が含まれていること、を明らかにする。『慎子』書を参考として周漢思想を考えようとする際、これらは無視し得ない問題となるであろう。

一 現存する『慎子』のテキスト

『慎子』は、唐代には十卷本^(注3)、南宋代には五篇本⁴⁾として目録に見える。後者の篇目は現存する明刊五篇本と概ね一致し^(注5)、南宋代には既に、ほぼ現在の形と同様の五篇本が成立し流布されていたと考えられる。

現在、『慎子』については以下のようなテキストが存在するが、これらは概ね二種に大別できる。

①五篇本系統

- ・国家図書館所蔵明鈔本、明初の『説郛』本^(注6)、明末の『子彙』本^(注7)・『十二子』本^(注8)、および清代の『四庫全書』本^(注9)・『墨海金壺』本^(注10)・『廿二子全書』本^(注11)・『子書百家』本^(注12)など。「威徳」「因循」「民雜」「徳立」「君人」の五篇を収める。
- ・明末の慎懋賞輯刊本^(注13)。これは慎懋賞が諸書を雜輯して『慎子』に付会した偽作であり^(注14)、全体を「内篇」「外篇」の二篇に分ける。ただしこのうち内篇冒頭の五節は、上記の五篇本『慎子』に概ね一致し、何らかの五篇本『慎子』より採られたものと考えられる。従って、これらの部分は五篇本に準じて考察が可能である。
- ・明末の『諸子彙函』本^(注15)。「威徳」「因情」「徳立」の三篇を収めるが、「因情」篇は上記五篇本の「因循」「民雜」両篇にほぼ一致するので^(注16)、実質的には他テキストの「威徳」「因循」「民雜」「徳立」四篇に相当する部分を有す。

②七篇本

- ・唐代の『羣書治要』本^(注17)。周知のようにこの書は、中国では早くに亡佚し、清代に日本より逆輸入されたものである。『慎子』については冒頭の篇につい

て篇名を欠き^(注18)、続いて「因循」「民雜」「知忠」

「徳立」「君人」「君臣」の六篇を収める。

- ・五篇本を底本とし、『羣書治要』を用いて校勘された『守山閣叢書』本^(注19)。「威徳」「因循」「民雜」「知忠」「徳立」「君人」「君臣」の七篇を収める。

ただしこれら以外に、筆者未見の『慎子』テキストが少なくとも二種は存在する。

二 テキスト相互の関係

次に、筆者がこれら諸テキストを校合して推定した、テキスト相互の関係を述べる。本来ならば各テキストの校合記を載せるべきであるが、紙幅の関係上割愛し、その概要のみを報告する。

『羣書治要』に収録された『慎子』七篇は、唐代に存在した『慎子』全てではなく、編者の意図により抜粋されたものであった。このことは、唐代の諸書に引かれた『慎子』佚文が『羣書治要』の引かない範囲にまで及ぶことから明らかである。

『説郛』本は洪武年間に成立したと考えられ、これは現存する最古の五篇本『慎子』であろう。このことによ

つて、以降の五篇本は全て『説郛』に出るとする論者もある(注20)。しかし、万曆以降の五篇本や『永楽大典』所引『慎子』には、『説郛』と一致せず、却つて(『説郛』より古い)『羣書治要』と一致する箇所も多い(注21)。従つて、明初の時点においては複数の五篇本『慎子』が存在し、『永楽大典』および『子纂』本以降の五篇本は、『説郛』とは藍本を異にすると考えられる。

『子纂』本は、本文五篇に加え、末尾に『意林』より引いた『慎子』佚文を付録している。また『羣書治要』や『説郛』が付していた注(注22)をほとんど失っており、威徳篇に二箇所墨丁を有していることが特徴である。墨丁の存在から、このテキストは先行する『羣書治要』や『説郛』を参照してはいないものと考えられる(注23)。従つて『子纂』本に関しては、『説郛』と共通の祖本(五篇本)から放散して成立したものである、としか言えない。

国家図書館所蔵明鈔本の鈔写年代は不明であるが、その内容は『羣書治要』と『説郛』・『子纂』らとの中間的なもので(注24)、注を付し、末尾に『意林』より輯めた佚文十二条を付録する。これは『子纂』本の祖本そのものではないにせよ、『子纂』本らより古い五篇本の形を伝えるものであると考える。

『諸子彙函』本は、『子纂』本に対し、君人篇に相当する部分を欠き佚文を付さないという大きな相違はある。

しかしこれ以外には、『子纂』本に対し僅かに六箇所の異同があるに過ぎない。そのうちの二箇所は墨丁を補っている点であり、その補われた文字は『説郛』本における該当箇所と同じい。『諸子彙函』本は、『子纂』本に依りつつも、『説郛』またはそれに近いテキストによって校定を加えたものと考えられる。

慎懋賞刊本(のうち冒頭の五節)は、『説郛』や『子纂』本とほぼ同系統の五篇本に依りつつ、主に『芸文類聚』所引『慎子』によって補足校訂を加えたものと考えられる(注25)。しかし、未知の材料によって校訂されたと考えられる点や、他テキストと一致せずに宮内庁蔵本『羣書治要』とのみ一致する点などもあり、慎懋賞刊本が用いた五篇本については、現時点においては不明とせざるを得ない。何らかの新材料が得られることを期待しつつ、今暫くテキストの調査を進めたい。

『十二子』本は、『子纂』本が墨丁としていた部分を空格とするなどおおむね『子纂』本に一致しており、『子纂本』を藍本に用いたと考えられる。ただしこのテキストは、『意林』から引いた佚文(『子纂』本が付録する)以外に、『文献通考』から引いたと称する『慎子』佚文十

九条をも付録する。

『四庫全書』本の底本は、目録からは不明であるが、筆者が文淵閣本を校した結果、『十二子』本であると推定する。本テキストも『十二子』本と同様、『意林』および『文献通考』より輯めた佚文を付録する。

『墨海金壺』は基本的に文淵閣本に依ったものであり(注26)、『慎子』についても同様だったと考えられるが、文淵閣本『慎子』は既に失われており(注27)、これとの校合は行い得ない。文淵閣本と校合した結果、若干の異同は認められたが、おおむね『墨海金壺』本と文淵閣本は一致すると称して差し支えない。

『廿二子全書』本は、『子彙』本が墨丁としていた部分二箇所を補っているが、これ以外は全く『子彙』本と一致する(注28)。補われた二字は『說郛』本および『諸子彙函』本における該当箇所と同一である。

『守山閣叢書』本は『墨海金壺』本を底本とし(注29)、『羣書治要』などによって校勘を加えたものである。また諸書より『慎子』の佚文を輯め、『慎子逸文』として付録する。

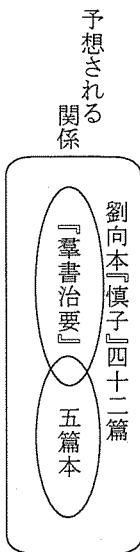
『子書百家』本は、三箇所の異同を除いて『子彙』本に一致する。そのうちの二は『諸子彙函』本・『廿二子全書』本と同様に墨丁を補っている点であり、一は因循篇

「不与入」を「不与人」と改めている点である。『子書百家』本における三箇所の改訂はすべて『說郛』本における該当箇所に一致し、『子書百家』本も『子彙』本に依りつつ『說郛』またはそれに近いテキストによって校定を加えたものと考えられる。

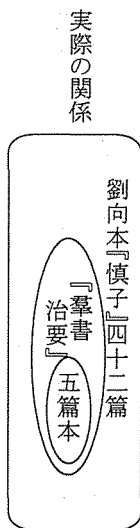
三 五篇本の由来

ついで、明代の五篇本が如何なる由来を持つのかということを検討する。

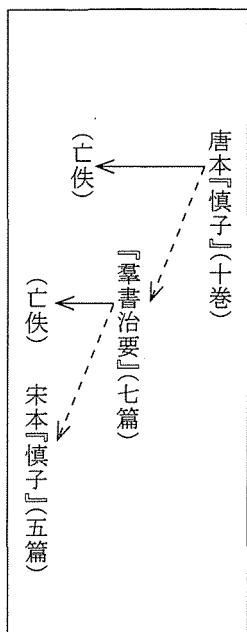
まず注意されるべきは、これら五篇本と『羣書治要』との関係であろう。そもそも『羣書治要』本『慎子』は、唐代に存在した十卷本『慎子』から編者の任意により抜粋されたものである。従って、もし五篇本『慎子』が、『羣書治要』とは独立に、十卷本『慎子』から散佚した結果として残存したものであれば、『羣書治要』とは相当の出入りが見られて然るべきである(次図)。



しかし実際には、五篇本『慎子』は、完全に『羣書治要』の七篇のうちにおさまるものであった(次図)。



これを説明するために、五篇本と『羣書治要』との間に直接の関係を想定せねばならない。すなわち、明以降の五篇本は、唐代の十卷本が散佚した結果として偶然に残存したのではなく、何者かが『羣書治要』から抜粋し再単行化したものである(次図)と考えざるを得ないのである。



『羣書治要』は遅くとも元代には失われたとされ(注30)、一方で南宋代にはすでに五篇本『慎子』が存在していた。

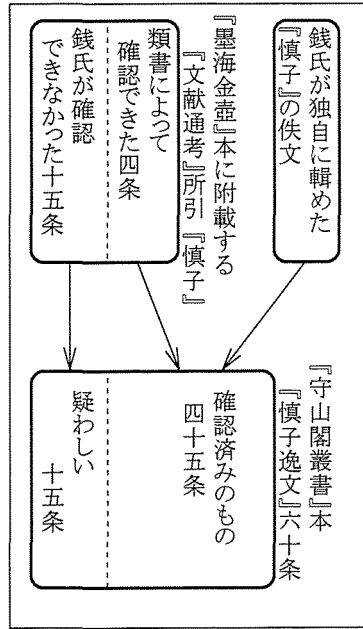
よつて、この抜粋・再単行化は、唐末ないし宋代に行われたものであると考えられる。

『羣書治要』は、「羣書を採摭して、淫放なるを翦截し、訓典を光昭せしむ」(『羣書治要』序)るために編集されたものであり、「治の要を求む」(同)るものであった。たとえば『羣書治要』に収録された『列子』を見れば、『羣書治要』が為政者の参考とすべき(と考えた)主張のみを採用したことが看取され、また原書の意図に反する断章取義を行った形跡すら看取し得る(注31)。現存の『慎子』がいわゆる法家的な性格を帯びている(注32)のは、劉向本『慎子』の性格に由来するといふよりは、むしろ『羣書治要』の意図によるのではないかと疑われる。

四 いわゆる『文献通考』に載せる佚文

『守山閣叢書』本『慎子逸文』は、諸書より輯めた佚文六十条を収める。ただしこのうち十五条は、『墨海金壺』本が『文献通考』に載す」として載せる佚文十九条のうち、『太平御覽』等によつて確認し得なかつた十五条をそのまま存したものである(次頁図)。これら十五条が『文献通考』に見えないことは銭氏自身が指摘しており、銭氏はこれらが「諸書に雜取」したものでないかと疑い

つつも、「之を存し、以て知者に質ぬ」としたのである。



しかし、守山閣本が「最も有用なテキスト」（木村英一氏^{注33}）・「唐以前の古い面目を伝えるテキスト」（金谷治氏^{注34}）などと評価されてきた経緯もあって、特に日本においては、これら十五条の佚文をも慎到の思想に関わるものとして無批判に扱われることが多い。

前節で見たように、これら十五条の佚文は『十二子』本に初見するもので、『四庫全書』および『墨海金壺』を経て『守山閣叢書』にまで伝えられたものであった。従ってこれら佚文については、まず『十二子』本に即して考えねばならない。

以下に、『十二子』本が『文献通考』から引いたと称す

る佚文を列挙し、慎懋賞刊本における該当箇所（篇名・葉数・行数）、および慎懋賞が偽作に際して用いたと推定されている素材^{注35}を挙げる。

- ① 「以力役法者百姓也云云」条
内篇第八葉左八行（慎懋賞刊本における位置。以下同様）
『慎子』（『芸文類聚』所引）（素材。以下同様）
- ② 「君明臣直国之福也云云」条
内篇第九葉右三行
『戦国策』秦策三・『慎子』（『意林』所引）
- ③ 「王者有易政而无易国云云」条
内篇第十四葉左四行
『新書』大政下篇
- ④ 「夏箴曰云云」条
内篇又十六葉左四行
『逸周書』文傳解
- ⑤ 「与天下於人大事也云云」条
内篇第十七葉左四行
未詳
- ⑥ 「有虞之誅以蒙巾当墨云云」条
不見
『慎子』（『太平御覽』所引）
- ⑦ 「行海者坐而至越云云」条
不見
『慎子』（『太平御覽』所引）
- ⑧ 「日月天眼目云云」条
不見

- 『任子』(『太平御覧』所引)・『慎子』(『太平御覧』所引)
 ⑨ 「小人食於力云云」条
 内篇第十八葉左七行
 『慎子』(『意林』所引)・『墨子』魯問篇
 ⑩ 「法非從天下云云」条
 内篇第十九葉左一行
 『文子』上義篇・『慎子』(『列子注』所引)
 ⑪ 「古之全大体者云云」条
 外篇第一葉左四行
 『韓非子』大体篇
 ⑫ 「鷹善擊也云云」条
 外篇第八葉右五行
 未詳
 ⑬ 「能辞万鍾之禄云云」条
 外篇第八葉右八行
 未詳
 ⑭ 「不肖者不自謂不肖也云云」条
 外篇第八葉左四行
 『鬻子』道符五帝三王符政甲篇
 ⑮ 「法者所以齊天下之動云云」条
 外篇又二十葉左二行
 未詳
 ⑯ 「善为国者云云」条
 外篇又二十葉左七行
 未詳
 ⑰ 「始吾未生之時云云」条

外篇第二十二葉左六行
 『淮南子』傲真訓
 ⑱ 「鳥飛於空魚遊于淵云云」条
 外篇第二十四葉左六行
 『无能子』真修篇
 ⑲ 「周成王問鬻子曰云云」条
 外篇第二十八葉右二行
 『新書』修政語上篇

これを見ると、『十二子』本が『文献通考』から引用したとする『慎子』は、まず内容的に慎懋賞刊本とほぼ一致することが注目される。そして、より重要なこととして、『十二子』本における引用の順序が慎懋賞刊本における該当句の出現順序に一致する、ということが指摘されるよう。これによって、これらの佚文と慎懋賞刊本『慎子』との間に、一方が他方を引用した、という関係が予想されるのである。

『十二子』本を見ると、問題の佚文の一つである「古之全大体者云云」条の欄上に「中原文献、以前此為内篇、後為外篇。」なる肩標が存在する(注³⁶)。「内篇」と「外篇」とを分ける『慎子』テキストは、判明している限りでは慎懋賞刊本しか存在しない。また「古之全大体者云云」条は、慎懋賞刊本『慎子』においては、外篇の冒頭に位

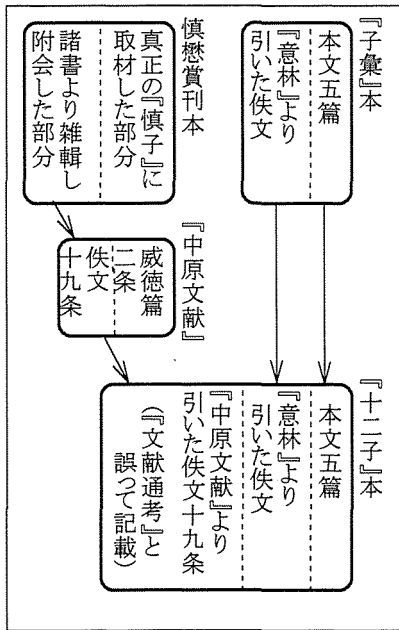
置する条である。これら佚文については、慎懋賞刊本および『中原文献』との関係が予想されねばならない。

『中原文献』子部の第三巻に『慎子』が「二十段」引用されている(注37)。その内訳は、威徳篇からの引用が二条と、『十二子』本に引く『文献通考』所引佚文にほぼ一致する佚文が十九条とであり、実際には二十一一段の引用が行われている。同書は『慎子』について「其為書亡逸已多、所存五篇耳」としており、五篇本を参照したようにも見えるが、実際に引用するに際しては「内篇」「外篇」を称しており、慎懋賞刊本を底本として用いていることが予想される。また慎懋賞刊本は『中原文献』が載せる『慎子』佚文のうち上表⑥⑦⑧相当条を載せていない。従って、慎懋賞が『中原文献』から『慎子』を輯めたということは考え難く、逆に『中原文献』が慎懋賞刊本から佚文を徴し、これに『太平御覧』から輯めた佚文を補配したと考えるべきであろう(注38)。

『中原文献』は「子集」七巻を現存するのみであるが(注39)、『四庫全書總目提要』によると、『中原文献』二十四卷……是經集六卷・史集六卷・子集七卷・文集四卷に分ち、末に通考一卷を附す。なる体裁であったという。『十二子』本が『中原文献』を参照し、これから『慎子』の佚文(慎懋賞刊本から抜粋されたもの)を孫引きした際

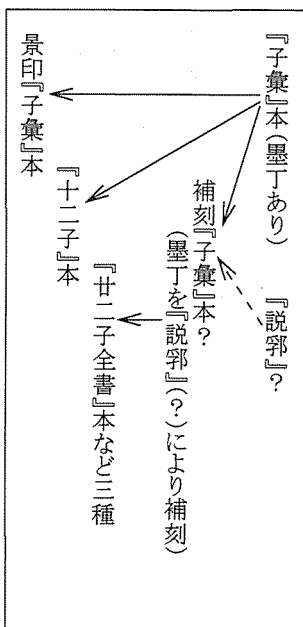
に、出拠を「文献通考」と誤ったのではないか、とも考えられる。

『子集』本より『十二子』本に至る過程において偽作部分(慎懋賞が諸書より雑輯して『慎子』に付会した部分)が混入したことは、次のように図示されよう。



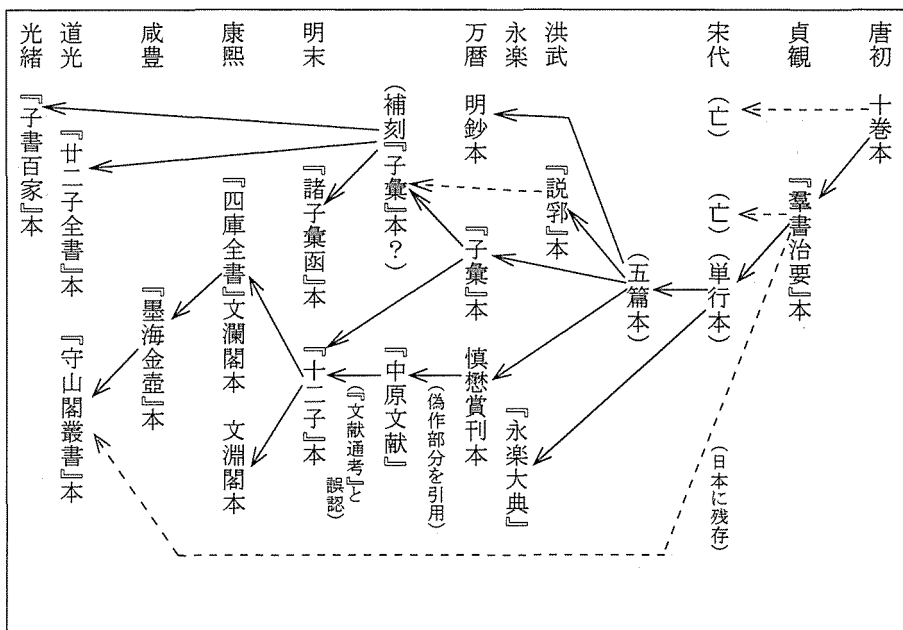
『諸子彙函』本・『廿二子全書』本・『子書百家』本は、同じく『子集』本に依りながら『說郛』またはこれに類するテキストによって『子集』本の墨丁を補っている。しかしこれら三テキストはいずれも、『子集』本と同様に注を二条存するのみであり、『說郛』が付す注を付さないなどの共通点を持つ。このことから、これら三者が独立

に『子彙』本の墨丁を補ったというよりは、これら三者に共通の底本を想定すべきであろう。また『廿二子全書』本は、体裁が『子彙』本と酷似しており、『子彙』本の復刻本と考えられるので、あるいは『子彙』本の版木を流用して墨丁部分を補刻したテキストが存在し、『諸子彙函』本・『廿二子全書』本・『子書百家』本は、この補刻本を藍本に用いたのではないかと考えられる(次図)。



ここまででの作業で得られた『慎子』諸テキストの系統図を、下に示す。

(なお、「明鈔本」(国家図書館所蔵)の鈔写時期は不明である。下図における同テキストの位置は便宜的なものであり、同テキストが万暦年間に鈔写されたと主張するものではない。)



また『子書百家』本が直接に補刻『子彙』を参照したのではなく、『廿二子全書』本を底本に用いた、という可能性も排除されていない。すなわち『廿二子全書』本と『子書百家』本とが兄弟ではなく、親子関係にある可能性は保留されている。

以上の考察が正しく、『十二子』に引く『文献通考』所引佚文が慎懋賞による偽作部分に出るのであれば、『守山閣叢書』本『慎子逸文』のうち一部は、『慎子』と無関係なものと考えねばならない。このことを以下に列挙する。

『慎子逸文』のうち「王者有易政而無易国云云」条・「夏箴曰云云」条・「古之全大体者云云」条・「不肖者不自謂不肖也云云」条・「始吾未生之時云云」条・「鳥飛於空魚游於淵云云」条・「周成王問鬻子云云」条は、全く慎懋賞の偽作（他書からの雑取）に出るものであり、『慎子』とは無関係なものである。

「君明臣直国之福也云云」条のうち「孝子不生」以下十六字のみは『慎子』知忠篇のものであるが、これ以外の六十字は『戦国策』から取られたものである。

「日月為天下眼目云云」条のうち「有勇不以怒反与怯均也」十字のみは『慎子』の佚文であるが、これ以外の

二十二字は『任子』から取られたものである。

「小人食於力云云」条のうち冒頭の十字のみは『慎子』隆治篇（注4）のものであるが、それ以降の百五十二字は『墨子』から取られたものである。

「法非從天下云云」条のうち「治水者」以下の二十五字は『慎子』の佚文であるが、これ以外の十九字は『文子』から取られたものである。

「与天下於人大事也云云」条・「鷹善擊也云云」条・「能辞万鐘之禄云云」条・「法者所以齊天下之動云云」条・「善為国者云云」条の出拠は今のところ不明であるが、これらが『慎子』に出るとする証左は慎懋賞刊本以外には見出せず、これらも慎懋賞の偽作に出るものと理解しておくべきであろう。

おわりに

現行本『慎子』はすべて『羣書治要』に由来するものであり、したがって現行本『慎子』は、『羣書治要』の編者が必要と考えた部分しか含まないものであった。『漢書』が『慎子』を法家に分類することは別として、現存する『慎子』が法家的なものであることは『羣書治要』の立

場に起因することであり、これのみによつては慎到や慎到学派の思想傾向を規定できない。

従つて、劉向本『慎子』のうち『羣書治要』が為政者に不要と判断した部分については、むしろこれを佚文によつて考えねばならないのである。しかし『守山閣叢書』本『慎子逸文』のうちには、明末に偽作された部分も混入しているため、まずこれらの偽作部分を排除した上で研究を行うことが求められよう。

本論は、未見の『慎子』テキストを若干存したままで考察を進めたものであり、また慎懋賞刊本が用いた五篇本の位置を確定し得ていないなど、さらに追求すべき課題を多く存すものである。しかし、本論において得られた結論の当否は『慎子』を研究する上で大きな意味を有すものと考え、敢て発表し大方のご判断を仰ぎたいと願うものである。

注

(1) 劉向本『慎子』の篇数については、『漢書』の四十二篇説と『荀子注』・『呂氏春秋注』・『史記集解』引徐広説などの四十一篇説とがある。暫く『漢書』に従う。なお『史記』

に記録する慎到の「十二論」と劉向本『慎子』との関係は、別に考えるべき問題であらう。

(2) 阮廷焯氏「守山閣本慎子跋」(『大陸雜誌』第三十一卷第五期・民国五十四年)・同「慎子輯補」(同第十二期・民国五十四年)・同「先秦諸子考佚」(民国五十七年油印本)のち鼎文書局・民国六十九年排印本)は、この問題についての優れた論考であり、銭氏『慎子逸文』が言及していない新たな佚文を報告するなどしている。しかし阮氏の論考には、『子彙』本とは別に『天中記』を引いて論拠とし、また『說郛』に従つて文字を改めるなど、テキストの前後関係の認識に不十分な点も見られる。

(3) 『隋書』・『旧唐書』・『漢芸文志考証』引『史記正義』など。ただし『意林』は十二巻とする。

(4) 『通志』・『直齋書錄解題』など。

(5) 『漢芸文志攷証』。ただし『黃氏日抄』は「威得レに始まり人君説に終わる」という異説を載せる。

(6) 涵芬樓・民国十五年掘明鈔本排印本(上海古籍出版社『說郭三種』一九八六年景印本)。

(7) 南京国子監・方曆五(一五七七)年刊本(商務印書館『宋元明善本叢書十種』民国二十六年景印本)。なお『天中記』・『諸子綱目類編』などは、『慎子』についてはこのテキストを底本に用いているようである。

- (8) 葉方疑・明末刊本(中国子学名著集成編印基金会『中国子学名著集成珍本初編』民国六十七年景印本)。
- (9) 文淵閣藏本(上海古籍出版社・一九八七年景印本)。
- (10) 張海鵬・嘉慶二十二年(一八一七)年刊本(中文出版社・一九六九年景印本)。
- (11) 王纘堂・同光十三(一八三三)年刊本(東北大学蔵本)。
- (12) 武昌崇文書局・光緒元(一八七五)年刊本(大阪大学蔵本)。
一名『百子全書』。
- (13) 慎懋賞・方曆七(一五七九)年刊本(『中国子学名著集成珍本初編』景印本)。なお、『四部叢刊』本(商務印書館)、『諸子百家叢書』本(上海古籍出版社)、『諸子集成新編』本(四川人民出版社)などは、これの繆荃孫鈔本(光緒年間鈔)を底本とする。
- (14) 梁啓超氏「古書真偽及其年代」(民国十六年講演筆記。のち『飲冰室專集』一〇四)・羅根沢氏「慎懋賞本慎子弁偽」(『燕京學報』第六期・民国十八年。のち『古史弁』第四冊)など。ここで「偽作」というのは、『慎子』とは全く無関係な文章を輯め、これを『慎子』の輯本だと偽って発表した、という意味である。
- (15) 文錦堂・天啓五(一六二五)年刊本(京都大学人文科学研究所蔵本)。なお『帛震川評点百二十子』本(上海会文堂)は、これを底本とする。
- (16) 周広業『意林注』には、五篇本『慎子』とは別に姜思睿『諸子鴻藻』本の『慎子』が乾隆年間に存在し、これが「威徳」「因情」「隆治」「観化」の四篇本であったことが報告されている。このテキストは天啓ないし崇禎頃の成立であろう。羅氏前掲論文はこのテキストに注目し「案、帛有光『諸子糞園』亦有因情篇、実包括因循・民雜二篇、想姜氏本亦如之？」と推測する。
- (17) 宮内庁書陵部蔵旧鈔本(汲古書院・平成元年景印本)。なお、銭氏が『慎子』の校勘に用いた『羣書治要』は天明七年尾張藩校刊本であったと考えられ、これは書陵部蔵本および『粵雅堂叢書三編』本・『連筠移齋叢書』本などとは小異がある。
- (18) この篇は五篇本および『永樂大典』引『慎子』の「威徳」篇に概ね一致するので、ふつうこの篇をも「威徳」篇として扱う。
- (19) 銭熙祚・道光二十四(一八四四)年刊本(『慎子三種合帙』民国中・中国学会景印本)。なお、『諸子集成』本(世界書局)、『四部備要』本(中華書局)などは、これを底本とする。銭氏の校勘作業は、たとえば『墨海金壺』本以外の『慎子』を見ていないこと、用いた『太平御覽』の版本が未詳であること(いわゆる『四部叢刊三編』本よりは鮑崇城刻本に近いようである)、『慎子』に由来しない文章を(以下で問

題とする十五條以外にも) 混入している疑いがあることなど、研究・補正すべき点がきわめて多い。

(20) 昌彼得氏『説郛考』(文史哲出版社 民国六十八年) など。

(21) たとえば、威徳篇のうち『羣書治要』が「關戸牖」と作る部分を『説郛』は「關戸開牖」と改めているが、この改訂は万曆以降のテキストには反映されておらず、以降のテキストはみな「關戸牖」に作る。同様の事例は因循篇などにも見られる。

(22) ふつう晉の滕輔が付した注だとされる(『説郛』・『意林注』など)。「慎子」については他に劉黄老注があったというが伝わらない(阮氏前掲書)。

(23) 威徳篇「明君動事分[■]由慧、定[■]分財由法」。なお『羣書治要』は「明君動事必由慧、定罪分財必由法」と、『説郛』は「明君動事分官必由慧、定賞分財必由法」と作っており、いずれも一致しない。

(24) 収録範囲は『説郛』本や『子彙』本にほぼ一致するが、個々の字については却って『羣書治要』に一致するものが頻見する。なお『子彙』本が墨丁とする二箇所は、それぞれ空格および「鼎」字に作る。

(25) 威徳篇において「故著龜」以下四十二字を補っている点、同篇「使得美者不知所以徳、使得惡者不知所以怨」の傍点部が『芸文類聚』に一致する点。

(26) 『墨海金壺』凡例・「守山閣叢書序」など。

(27) 現存の文瀾閣本『慎子』は、光緒年間に補鈔されたものである。

(28) 字数・行数、および『子彙』本が末尾に付す「潜菴子」の按語まで一致する点が注目される。なお、この按語は明鈔本には見えない。

(29) 『守山閣叢書』本の用いた「原刻」が『墨海金壺』本であることは阮氏が既に指摘しており、筆者の校合の結果もこれを支持する(「原刻」と『墨海金壺』本との間には、たとえば威徳篇に二箇所見える「危」字とともに「厄」に誤るなど、他テキストにない共通点が見られる)。木村英一氏『法家思想の研究』(弘文堂書房・昭和十九年)が『守山閣叢書』本の「原刻」を「宋本」・「宋本系統の本」とする根拠は未詳。

(30) 『宋史』が既に『羣書治要』を著録していないことは、『四庫未収書目提要』に指摘されている。

(31) たとえば『羣書治要』は『列子』殷湯問篇として「大禹曰、六合之間・四海之内、照之以日月、經之以星辰、紀之以四時、要之以太歳。神靈所生、其物異形、或夭或壽。唯聖人能通其道。」なる文を引くが、現行の『列子』湯問篇(楊伯峻『列子集釈』本による)はこれを発問部とし、続けて「夏革曰、然則亦有不待神靈而生、不待陰陽而形、不待日

月而明、不待殺戮而夭、不待將迎而壽、不待五穀而食、不待繪纈而衣、不待舟車而行。其道自然、非聖人之所通。」として前の引用部を否定している。これにより、『羣書治要』が発問部だけを採用して『列子』の主張を歪めていることが判る。

- (32) 「慎到を法家と見ることは……今日に伝わる資料からしても一応首肯できることで、もちろん根拠のないことではない。」(金谷治氏「慎到の思想について」『集刊東洋学』第七号・一九六二年。のち『金谷治中国思想論集』中巻)。なお同論文は、『慎子』書ではなく慎到個人の思想を追求するので、現行本『慎子』を用いない。

- (33) 木村氏前掲書。なお氏は、これら佚文については「宋以後の人の附加と思はれるから……宋本慎子の面目を伝へるものとするには出来ない」と述べたが、その由来については明らかとしなかった。

- (34) 金谷氏前掲論文。

- (35) 羅氏前掲論文のほか、錢基博氏「守山閣本慎子校読記」(『名家五種校読記』広文書局・民国二十年)、方国瑜氏「慎懋賞本慎子疏証」(『金陵学报』第四卷第二期・一九三四年)などによって指摘されている。

- (36) 筆者が用いた景印『十二子』本の底本は、国家図書館所

蔵本である。

- (37) 国家図書館蔵明末刊本。

- (38) 筆者が慎懋賞刊本・『中原文献』・『十二子』本の三者を校合した結果も、これを支持する。

- (39) 本論で用いた国家図書館蔵本『中原文献』は、子集七巻のみを存する零本である。これ以外に『中原文献』が現存する例を筆者は知らない。

- (40) 『慎子』のうち「隆治」「観化」兩篇は現行本には見えないが、乾隆年間までは残存していた(注16参照)。本論の校合作業において、従来注目されていなかった「隆治」篇の佚文十字と、錢・阮両氏が報告していない新たな佚文二条をも得たことを付記し、以下に報告する。

・ 小人食其力、君子食其道。(『意林注』所引『慎子』隆治篇。なお『意林』および『太平御覽』が類似の文を『慎子』として引くが、篇名を記録しない)

・ 夫人有三危。身少徳而多寵一危。□□□□□□□□。

身無功而厚禄三危。(『励忠節鈔』誠慎部所引『慎子』。

なお『淮南子』および『文字』に類似の文が見える)

・ 天下不窺、則囹圄何所繫、獄訟何所弁。天下不盜、則刑罰何所誅、兵戈何所戮。(『応機抄』下所引『慎子』)